

「公認心理師」国家試験の受験資格に関する要望

一般社団法人日本心理臨床学会は、「公認心理師」国家試験の受験資格に関して、以下のように要望致します。

1. 「大学において必要な科目を修めて卒業」の「その他その者に準ずるもの」に、専修学校の卒業者は含めないで下さい。

- 1) 公認心理師は、国民の心の健康の保持増進に寄与することをその職責としており、狭義の精神障害者対策だけでなく、多様な分野で個々人の生き方までも含む幅広い援助を行う。国民に良質かつ適切なサービスを提供できる公認心理師を養成するには、専門領域に特化した知識・技術にとどまらない幅広い知識、見識、判断力など、豊かな教養を備えるための十分な「教養教育」と、確かな専門的知識及び技術を身につける「専門教育」の両方が、効果的に配置されていることが必須である。よって、少なくとも学校教育法に基づく大学においてこれらの学修を行い、必要な単位を修めて卒業した者（「学士」以上）であることが必要不可欠である。
- 2) 公認心理師の養成にあたる教員には、専門の知見及び技術を深く教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる学問的基盤が必要である。さらに、実習指導に携わる教員には、学問的基盤を背景とした臨床実践経験を十分に持ち、体系的な指導ができる能力が望まれる。カリキュラム・ポリシーやシラバス等の開示、FD 制度や第三者評価などの導入により教育の質を担保された、大学及び大学院を教育の場とすることが適切である。
- 3) 公認心理師の教育課程では、国試対策だけで終わらず、資格取得後も広大な領域に係る日進月歩の情報を適切に収集、分析し、自らの実践に取り入れていくことが可能な応用力を身につけさせることが望まれる。よって、教育課程中での演習科目や卒業論文等への取り組みを通じて、このような基盤力を涵養する使命を持つ大学以上の教育が必要である。
- 4) 公認心理師は、その専門性の基盤として科学的な心理学教育を重視している。「心」という目に見えないものを援助する職種であるからこそ、その援助が恣意的なものに陥らないためにも、仮説を立て、データを適切に収集、分析し、その結果を実証的に考察し、さらなる問題提起に結びつけることができる能力を、初期教育で確実に身につける必要がある。十分な器材や実験室、人員等を備えた大学以上の教育機関において心理学実験等の履修が行われることが望ましい。

2. 公認心理師法第7条第2号における実務経験の期間は、「3年以上」として下さい。

- 1) 公認心理師は幅広い領域で業務を行う必要がある。大学院では、互いの実習について授業内で集団での検討会を持ち討論を重ねることで、自身が実習に行っていない機関や分野についても多様

な知識を共有することが可能である。実務経験を以て国家試験を受験する場合は、この多様性を保証するよう、他分野での実習時間及び討論の時間を十分に確保する3年以上のプログラムが必須である。短時間の他分野体験では、実務経験分野と関連分野との連携については学べても、複数分野での公認心理師の業務について一定の理解が得られるには至らない。

- 2) 実務経験を積む機関・施設は、あくまでも職場であり、公認心理師の養成機関ではない。入職後半年から1年は、業務やその職場に慣れることを第一とし、公認心理師養成のプログラムへの導入はその後とすべきである。入職者への過剰な業務上の要求やそれによって生じる現場の混乱を避け、かつ、入職者の意識が現場の業務よりも国試対策優先となるリスクを減じるためにも、実務経験は3年以上とすることが望ましい。
- 3) 同日に複数名の心理職が配置されている職場は未だ少数であり、不必要に短期間でプログラムを終えようとするれば、自らも日常の業務をこなしつつ指導に当たる者の負担が極めて大きくなる。これは、ユーザーへのサービスの量・質の低下につながり、深刻な事態を招いて国民の批判を受けることにもなりかねない。さらに、大学院であれば複数の専門分野・技術を持つ教員が配置されているが、実践先の1人の心理職にその全ての指導を委ねることは現実的でなく、かつ、別分野に関する指導の責任の所在が曖昧になりやすい。指導者に過重な負担を強いないためには、講習会や外部のスーパービジョンなども活用しながらの学びが無理なく可能な実務経験年数とする必要がある。

以上